



各 位

2025年2月14日

会社名 株式会社 ダイブ
代表者名 代表取締役社長 庄子 潔
(コード番号:151A 東証グロース)
問合せ先 執行役員管理本部長 大野 友裕
(TEL. 03-6311-9833)

第3回新株予約権(信託型ストックオプション)の消滅に関するお知らせ

当社は、2025年2月14日開催の取締役会において、信託型ストックオプション（以下、「信託型S0」という。）である第3回新株予約権（以下、「本新株予約権」という。）を消滅させることを決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 消滅の対象となる新株予約権の内容

消滅させる本新株予約権の名称	第3回新株予約権
決議年月日	2021年12月10日
割当先	受託者 コタエル信託株式会社
信託契約日	2021年12月13日
権利行使期間	2021年12月14日～2033年12月13日
新株予約権の行使価額	114円
発行した新株予約権の数(株数)	39,660個(594,900株)
本日までに行使された新株予約権の数(株数)	1,175個(17,625株)
消滅する新株予約権の数(株数)	38,485個(577,275株)
消滅後の新株予約権の数(株数)	0個(0株)

2. 新株予約権消滅の理由

当社は、役職員等の中長期的な企業価値向上へのインセンティブ付与を目的として信託型S0を発行いたしました。2023年5月29日に行われた国税庁と経済産業省による説明会において、「信託型S0は従業員がストックオプションを行使して株式を取得した時点で実質的な給与とみなされる」という旨の見解が示されたため、発行時に期待していたインセンティブ効果が得られないことが明確となったため、本日時点で役職員に交付していない信託型S0を消滅させることといたしました。また、これにより2025年2月14日時点の発行済式数に対し、6.81%の希薄化要因が消滅する予定であります。

なお、今後新たなインセンティブプラン等の公表すべき事項を決定した際には、速やかにお知らせいたします。

3. 本新株予約権の消滅日

2025年3月31日（予定）

4. 業績に与える影響

本新株予約権の消滅が業績に与える影響は、軽微であります。

5. 行使済の信託型S0について

権利行使をした役職員等に対する源泉徴収義務は当社にあることから、当社は対象額を速やかに納税し、別途、同額を役職員から徴収する予定であります。なお、当該行使の対象である課税所得は2025年2月に生じていることから、当社の納税は2025年3月となる見込みであります。

以上